

【 利 用 規 約 】

<総 則>

本規約は MITRA Yoga Studio（以下、当社）が運営するヨガレッスン及び関連する事業（以下、本サービス）の利用条件を定めたものです。

第 1 条（適用）

本規約は本サービスの利用者（以下、利用者）と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

当社は STORES の予約システムを利用するものとし、個人情報の取り扱い及び予約に関する免責事項については STORES の利用規約に準じます。

利用者は、本規約に従って本サービスを利用するものとし、本サービスを利用することによって本規約の内容を承諾したものとみなします。

第 2 条（会員資格）

以下各号に該当する方とします。

- 1) 本規約に同意できる方
- 2) 健康上の問題で医師から運動を禁止もしくは制限されていない方
- 3) 16 歳以上の方（16 歳未満の場合も保護者同意の下、同伴でのご参加は可）
- 4) 当社から連絡することが可能な電子メールアドレスを保持している方
- 5) 過去に当社が定める利用規約に違反したことがない方
- 6) 暴力団関係者、または反社会的勢力関係者と直接または間接的に関わりがない方
- 7) その他、当社がふさわしくないと判断した場合はお断りすることがあります。

第 3 条（会員登録）

当社ウェブサイトの予約画面或いは STORES の予約システムで必要事項を登録の上、初回予約が確定した時点で会員登録が承認されます。

第 4 条（退会・休会・変更・除名）

- 1) 第 5 条における禁止事項に該当する行為をしたとき除名とする。
- 2) 退会・休会・コース変更する場合は、毎月 1 日～10 日（10 日が休館日の場合は前営業日）までに会員本人が当スタジオ指定の届書を提出することにより、当月末日限りで退会・休会・変更をすることができます。なお、スタジオ来店にて対応とし、お電話、郵送、メール、LINE、口頭のみでの申請は受け付けておりません。
- 3) 休会期間は 2 カ月間とし、再開後は最低 2 カ月の継続が必須となり再開せずに退会をすることはできません。
また、2 ヶ月以上休会の場合は申請期間中の最終月 1 日～10 日までの間に再手続きを行うことを必須とする。
- 4) 休会後の継続期間中に退会される場合は違約金（2 ヶ月間の月額費用）が必要となります。
- 5) 休会期間終了後は、自動復帰となり事前通知はなさせず自動的に会費の引き落としが再開されます。
- 6) 退会手続きが完了するまでの諸会費は、実際の利用がなくてもこれを全額支払わなければなりません。
退会申請日を起点とした月会費の日割りや返金は承っておりません。
- 7) 会員は退会手続きが完了するまでの間の諸会費を支払う義務があり、諸会費に未納金がある場合には全額納付していただいたからの退会手続きとなります。
- 8) 継続必須期間中に解約する場合、キャンペーン特価（入会金と特別月額の差額）を算出した解約金が必要となりますのであらかじめご了承ください。

第 5 条（禁止事項）

スタジオ利用者は、本スタジオや近隣地域にて、次の行為をしてはいけません。

- 1) 他の会員を含む第三者やスタジオ講師・スタッフ、本スタジオを誹謗、中傷すること。
- 2) 他の方やスタジオスタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- 3) 大声、奇声を発したり、威嚇行為や迷惑行為。
- 4) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- 5) 講師・スタッフとの個人的な連絡先交換等。
- 6) クラス中は、アジャストや指導を目的とし、身体を触っていくこともございます。それに対する訴訟行為。
- 7) その他、利用者としてふさわしくないと認める行為。

第 6 条（損害賠償責任免責）

- 1) 利用者が本スタジオを利用中、自身が受けた怪我等の損害に対し、スタジオは当該損害に対する責を負いません。
- 2) 利用者同士間に生じた係争やトラブルについても、スタジオは一切関与致しません。

第 7 条（入会金・諸経費）

- 1) 入会金および年会費、レッスン料、各種手数料（以下、諸会費という）は当スタジオが別に定める金額とします。
- 2) 退会後の再入会時にも同様の金額を再入会月からお支払いいただきます。

第8条（チケットの購入、返金について）

- 1) チケットの購入はSTORES ウェブサイト上の「購入」画面において決済手続きが完了した時点で成立することとします。
- 2) 本サービスにおけるチケット代金は、当該商品の掲載画面に明記するところによります。
- 3) 本サービスで購入したチケットは、チケットとして送付されません。STORES システムが残数を管理いたしますので、利用者ご自身でもご確認頂きますようお願いいたします
- 4) 本サービスで購入したチケットの返金はいたしかねます。有効期限には十分にご注意の上ご使用ください。
尚、当社事由によりチケットの消化が不可能と判断した場合はその限りではありません。
- 5) チケットの購入における支払い方法は当社の指定するクレジットカードとなります。
- 6) 支払期限は本サービスのご予約前までです。
- 7) 登録クレジット決済は毎月1日となります。

第9条（予約、変更、キャンセル）

- 1) 本サービスの予約はSTORES の予約システムを利用して行います。
- 2) 予約受付は**レッスン12時間前まで**とし、チケット等の購入が事前になされていることが前提となります。
- 3) 予約の変更・キャンセルの締め切りは[キャンセルポリシー](#) に基づき**レッスン開始12時間まで**とし、当日の参加不参加に関わらずご予約の方は自動チェックインとなり、1回消化されたこととなります。
- 4) 締め切り時間までの間は、STORES システムより、WEB から予約・変更・キャンセルの手続きがご自身で、都度可能です。
参加が難しくなった場合は少人数制の為お早めにWEB にてキャンセル操作をお願い致します。
- 5) 締め切り時間を過ぎての予約、変更、キャンセルはメールでご相談ください。尚、レッスン中などで連絡が取れない場合は回答が遅れますのでご了承ください。

第10条（クラスについて）

- 1) クラス中の私語は、お慎みください。他の会員様へのご迷惑になる際は、退出して頂く場合もございます。
- 2) クラス終了後は、次のクラスの準備などもございますので、速やかにご退出頂きますようお願い致します。
- 3) スタジオやインストラクターの信用と名誉を重んじ、参加者としてふさわしい品位を保つこと。
- 4) クラス開始時刻までに、レッスンを始められる状態でお入りください。
- 5) 各クラス開始時刻の20分前よりスタジオに入れます。
- 6) ケガにつながる可能性もある為、**レッスン5分前**までに受講可能な服装でご準備ください。
- 7) 他の会員様にご迷惑にならない様にする為、レッスン開始と同時に**スタジオの入口は施錠**いたします。
- 8) 遅刻の場合は入店できないものとし1回分の消費することとなり一切の返金はできません。
- 9) 回数券は他の方に相続・譲渡できません。本人のみ利用可。
- 10) 一旦納入頂いた諸費用は、スタジオが認める理由がある場合を除き、一切返金できません。
- 11) 感染症対策として発熱・倦怠感・感染者との接触がある場合は来店をお控えください。
- 12) 携帯電話の通話は控え、着信音を消音又は電源を必ずオフにすることを承諾いたします。

第11条（その他）

- 1) スタジオは、利用者が負担すべき諸費用およびスタジオ運営システムについて、スタジオが必要と判断した時は、これらを変更することができます。
- 2) スタジオは、お客様に承諾なく本会則等の改定をすることができます。改定した会則の効力は、全利用者に及ぶものとします。
本会則における告知方法は、HP への掲示とします。
- 3) 貴重品・私物等は各自で管理をお願いしております。当スタジオでは、紛失・盗難・忘れ物につきましては、一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
- 4) 更衣室ではマナーを守ってご利用頂きますようお願い致します。
- 5) 本条の一つでも反する場合、サービス利用停止、解除をすることができます。

第12条（利用規約の変更）

当社は、必要と判断した場合には、利用者に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。

第13条（損害賠償）

利用者が、本規約に違反し、または本サービスの利用に際し、当社、求人者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、利用者は直接・間接を問わず、一切の損害を賠償するものとします。

第14条（協議事項）

本規約の解釈に疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項については、当社と利用者は、誠意をもって協議の上これを解決するものとします。

第15条（準拠法、裁判管轄）

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

本規約に関し生じた一切の紛争については、当社の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

〔利用規約改正事項〕

2022年6月1日から施行

2022年9月20日 第9条3項の変更

2023年10月1日 第10条13項削除（スタジオ内への携帯電話の持ち込及び、撮影は禁止）及び 第4条3項5項の休会について追記

2024年3月6日 予約システムの名称変更による修正 Cubic（キュービック）⇒ STORES

2024年5月1日 第4条8項 継続必須期間中の解約による解約金について追記

2025年6月1日 第4条3項/4項 休会期間の手続き方法と違約金について追記